

# 固定資産税のお知らせ

問合 税務課固定資産税G ☎55-9264

## 固定資産税(家屋)の減額措置

### 高齢者等居住改修(バリアフリー改修)をしたとき

**対象家屋** 新築から10年以上経過し、65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または障がいのある方のいずれかが居住されている住宅のうち、令和6年中に工事費(自己負担分)が50万円を超えるバリアフリー改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

#### 対象工事

廊下の拡幅、手すりの設置、階段の勾配緩和、床の段差解消、浴室の改良、引き戸への取り替え、トイレの改良、床の滑り止め化

**減額される額** 令和7年度分の当該家屋の固定資産税の税額(100㎡分まで)が3分の1減額

**申請期日** 改修後3カ月以内に問い合わせ先へ申請してください。

### 熱損失防止改修(省エネ改修)をしたとき

**対象家屋** 平成26年4月1日以前に建築され、令和6年中に改修工事に要する費用(自己負担分)が60万円を超える改修工事を行ったものもしくは断熱改修に係る工事費が50万円超、かつ、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円を超える改修工事を行ったもの

#### 対象工事

- ①窓の断熱改修工事
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

※ただし、①の工事または①を含む改修工事であり、外気等と接する部分の工事に限ります。また、改修工事によりそれぞれの部分が現行の省エネ基準に新たに適合することになる工事です。

**減額される額** 令和7年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が3分の1減額

※ただし、認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和6年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額

**申請期日** 改修後3カ月以内に問い合わせ先へ申請してください。

※高齢者等居住改修(バリアフリー改修)、熱損失防止改修(省エネ改修)について、新築住宅特例や耐震改修特例の対象となっている年度は減額の適用を受けることができません。

### 住宅耐震改修をしたとき

**対象家屋** 昭和57年1月1日以前に建築され、令和6年中に工事費が50万円を超える耐震改修を行ったもの

**減額される額** 令和7年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が2分の1減額

※ただし、認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和7年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額、通行障害既存耐震不適格建築物にあたる家屋は、令和7年度分が3分の2、令和8年度分が2分の1減額(減額範囲は全て120㎡分まで)

**申請期日** 改修後3カ月以内に問い合わせ先へ申請してください。



## 家屋の取り壊しや新增築等をお知らせください

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取り壊しや新增築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合はご連絡ください。

※令和6年1月2日以降に新增築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。



# 10月は「クリーン排水推進月間」 および「浄化槽強調月間」です

ID 971278332 ID 177037120

家庭から出る生活排水は、川や海を汚す主な原因となっています。生活排水の発生量を減らすことや、浄化槽等で適切に処理することで、持続可能な水利用にご協力ください。

## 生活雑排水の汚れを減らすには

家庭の台所や洗濯、風呂等から出る排水(生活雑排水)について、次の取り組みを実践しましょう。

### 台所

- 食材は必要な分だけ購入し、無駄なく食べきることで、食べ残し・飲み残しを減らす。
- 流し台の三角コーナーや排水口に水切りネット等を取り付け、調理くずを流さないようにする。
- お米のとぎ汁は、床掃除や家庭菜園の肥料として用いる。
- 使用済み油は、新聞紙等に吸わせるか、凝固剤で固めるか、鹿伏免最終処分場に搬入する。

### 洗濯・風呂

- 洗濯洗剤やシャンプー等は適量を使う。

## 生活排水を適切に処理するには

単独処理浄化槽は、トイレから出る排水(し尿)のみを処理するため、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽に比べて、約8倍の量の汚れが排出されてしまいます。

市では、**汲み取り便所・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助を行っています**。市ホームページで確認のうえ、環境負荷の小さい合併処理浄化槽への転換または下水道への接続をご検討ください。

## 浄化槽を正しく管理しましょう

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水の両方を処理するため、水環境の保全に大きく貢献しています。しかし、適切な管理を行わなければ、本来の機能は発揮されません。

浄化槽法では浄化槽の所有者等を「浄化槽管理者」と定め、清掃・保守点検・法定検査を行う義務を課しています。

管理内容	実施内容	実施業者または機関	連絡先	実施回数
清掃	浄化槽にたまった汚泥の汲み取り	エコ環境(株) (有)大政 尾西清掃(株) (有)吉川清掃社	☎0120-222-652 ☎25-7374 ☎26-2908 ☎26-4918	年1回以上
保守点検	浄化槽の稼働状況、調整、清掃時期の判定などの点検	愛知県知事の登録を受けた業者	海部県民事務所 環境保全課 ☎24-2111 市生活環境課環境保全G ☎55-9368	浄化槽の型式に応じて定められた回数(下表)
法定検査	浄化槽の外観検査や放流水の水質検査など	(一社)愛知県浄化槽協会	☎052-481-7160	年1回

処理方式		回数
合併	分離接触ばっ気方式 (20人槽以下)	4か月に1回以上
	嫌気ろ床接触ばっ気方式 (20人槽以下)	
単独	全ばっ気方式 (20人槽以下)	3か月に1回以上
	分離ばっ気方式 (20人槽以下)	4か月に1回以上
	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	6か月に1回以上



問合せ 海部県民事務所環境保全課 ☎24-2111  
市生活環境課環境保全G ☎55-9368

# 下水道についてのお願い

## 下水道が整備されてもまだ接続されていない方へ

### 下水道の役割

日常生活を送る上で、台所や風呂、トイレなど、さまざまな形で水を使います。まちは生活排水や工場排水により、蚊・ハエの発生源となり悪臭が発生したり、川や海が汚れて魚などの生物が住めなくなったりするなど水環境の悪化を招いています。

下水道は、家庭などからの排水を集めてきれいにし、自然に戻す重要な役割を果たしています。私たちの快適な暮らしや自然環境を守るため、下水道の整備はなくてはならない事業なのです。

下水道が完成すると、みなさんのご家庭で水洗トイレを使用したり、台所、お風呂などの汚水も下水道に流すことができます。しかし、せつかくできあがった下水道も、各家庭に接続していただかないと、地域一帯の生活環境の改善が進みません。

下水道が使えるようになった地域のご家庭(浄化槽をお使いの家も)は、**1日も早く下水道に接続(水洗化・改造工事)しましょう。**

※工事は津島市指定工事店へ依頼してください。

下水道のご使用にあたっては右をご覧ください。

## ご家庭が下水道につながると…



川や海がきれいになります



街並みが清潔になります



トイレが水洗化できます

## 下水道をご使用の方へ

### 下水道は正しく使いましょう

下水道ができたからといって、何でも流していいということはありません。下水道は、快適な生活環境をつくりだすための大切な公共の財産です。

大切な下水道を末長く使うため、以下のものは流さないように注意してください。



#### ・詰まる原因になるもの

おむつやタバコなど水に溶けないものは下水管に詰まるおそれがあります



#### ・てんぷら油などの廃油

管内で固まり機能を低下させます



#### ・野菜くずや残飯

下水管に詰まるおそれがあります



#### ・有機溶剤

ガソリン、シンナー、アルコール類等は下水管内で爆発を起こす原因となります

## 下水道接続に関することは下記二次元コードをご活用ください



供用開始区域



下水道接続  
促進補助金



下水道接続  
補助金適用区域



指定工事事業者

問合せ 下水道工事に関すること  
下水道への接続や受益者負担金に関すること

工務課工務G ☎55-9748  
管理課管理G ☎55-9728

# 津島市行財政改革推進計画令和5年度実績報告

市では、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、平成28年度から令和7年度までの「津島市行財政改革推進大綱」を策定し、その実施計画として令和3年度から7年度までの5年間の計画期間とした「津島市行財政改革推進計画(第2次)」を策定し、行財政改革の推進に努めています。

令和3年度から5年度までの実績は次のとおりです。

## 基本目標1 持続可能な財政運営の推進

(単位:千円)

No.	取組事業名	主な取組内容	令和3～5年度 目標額	令和3～5年度 効果額(実績)	達成率
1	歳入の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと応援寄附金返礼品・企業版ふるさと納税等事業</li> <li>市有財産の有効活用</li> <li>収納率の向上(一般会計)</li> <li>企業誘致の推進</li> </ul>	1,449,879	1,888,723	130.3%
2	公共施設の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設のあり方の見直し</li> </ul>	88,987	88,987	100.0%
3	企業・特別会計事業の健全化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>収納率の向上(国民健康保険税)</li> <li>下水道接続率の向上</li> </ul>	1,501,252	1,391,375	92.7%
合計			3,040,118	3,369,085	110.8%

## 基本目標2 効率的・効果的な行政運営の推進

(単位:千円)

No.	取組事業名	主な取組内容	令和3～5年度 目標額	令和3～5年度 効果額(実績)	達成率
1	効率的な行政経営の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市単独補助金の見直し</li> </ul>	180,201	194,688	108.0%
2	協働・連携事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>他市町村との広域連携の推進</li> <li>学校・企業等との連携</li> </ul>	1,200	1,723	143.6%
3	デジタル化の推進による新しいサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI総合案内サービスの活用</li> <li>ICT教育の推進(市内12小中学校)</li> </ul>	—	—	—
合計			181,401	196,411	108.3%

## 基本目標3 適正な人事管理の推進および良好な職場環境の実現

(単位:千円)

No.	取組事業名	主な取組内容	令和3～5年度 目標額	令和3～5年度 効果額(実績)	達成率
1	適正な事務運営人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的かつ適正な定員管理の実施</li> <li>給与等の適正化の推進</li> <li>通勤手当の見直し</li> </ul>	34,272	37,171	108.5%
2	人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成環境の整備(人材育成基本方針の策定・推進)</li> </ul>	—	—	—
3	良好な職場環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>福利厚生の適正化</li> <li>時間外労働時間の削減</li> </ul>	219,705	200,424	91.2%
合計			253,977	237,595	93.5%

### 行財政改革の取組み(効果額)

令和5年度は、目標額1,216,871千円に対し、効果額923,483千円となり、平成28年度から令和5年度までの8力年では、7,109,074千円の効果額となりました。

(単位:千円)

年度	目標額	効果額	達成率
令和5年度	1,216,871	923,483	75.9%
令和4年度	1,180,804	1,757,454	148.8%
令和3年度	1,077,821	1,122,154	104.1%
平成28年度～ 令和2年度の計	2,493,673	3,305,983	132.6%
8力年計	5,969,169	7,109,074	119.1%

### 今後に向けて

子育て支援やまちづくりなどを推進しながら、持続可能な行財政運営を目指します。

目標を達成できていない項目や実施されていない項目については、成果が得られるよう進捗を図り、目標を達成できている項目についても、更なる成果が得られるよう着実かつ積極的に実行していきます。

問合 財政課財政G ☎55-9616



# 財政健全化判断比率等の公表

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政の早期健全化、再生を促すため、各地方公共団体は、毎年、健全化判断比率および資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられています。

令和5年度決算に基づき算定された津島市の健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおりです。前年度に引き続きすべて基準を大きく下回っており、財政状況は健全な状態にあると言えます。

これからも行財政改革を徹底して行い、財政の健全化に努めてまいります。

問合せ 財政課財政G ☎55-9616

## 健全化判断比率

(単位:%)

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度	比率	－ (△8.84)	－ (△28.57)	4.9	－ (△1.0)
	早期健全化基準	12.86	17.86	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
令和4年度	比率	－ (△10.93)	－ (△36.71)	4.3	－ (△0.3)

※実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率がないため「－(該当なし)」で表示し、参考に黒字、将来負担額の比率を(△)で示す。

## 資金不足比率(経営健全化基準 20.0%)

(単位:%)

	市民病院事業会計	下水道事業会計	上水道事業会計
令和5年度	－ (△11.4)	－ (△110.4)	－ (△109.9)
令和4年度	－ (△21.4)	－ (△127.8)	－ (△107.6)

※資金不足比率がない会計は「－(該当なし)」で表示し、参考に資金剰余の比率を(△)で示す。

## 用語の説明

用語	説明
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの(普通会計の赤字の割合)
連結実質赤字比率	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示したもの(全ての会計の赤字の割合)
実質公債費比率	借入金の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもの(年間の収入に対して借入金の返済のために支払う額の割合)
将来負担比率	地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの(年間の収入に対して将来支払っていく可能性のある負担額の割合)
資金不足比率	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの(年間の収入に対して不足している資金の割合)

# 10月市民相談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。  
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談	4日、11月1日 午前10時～正午	市役所1階相談室	人事秘書課秘書G ☎24-1123
弁護士相談(要予約)	1、15日、11月5日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	1、8、22、29日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	9、16、23、30日、11月6日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症のひと 家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 2階こども家庭センター	☎24-0350
年金相談(要予約)	24日 午前10時～午後3時 予約開始は10月1日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	8日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	4、10日、11月7日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 勤労者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時30分	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・ センター移動事務所	18日 午前10時30分～正午	東地区子育て 支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	2、3、9、10、16、23、24、30、 31日、11月6、7日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G ☎24-1138 ☎24-1115

## 津島データファイル

<b>人口と世帯</b> (外国人を含む)	総数……59,649人( -50) 男……29,441人( -28) 女……30,208人( -22) 世帯数……27,378世帯( +12) 9月1日現在、( )は前月比
<b>市内の交通事故・犯罪</b> [7月]	事故発生件数……12件( 68件) うち死亡者……0人( 1人) 犯罪発生件数……35件(209件) ( )は令和6年中の累計
<b>市内の火災</b>	7月……1件( 10件) ( )は令和6年中の累計
<b>救急車の出動回数</b>	7月……371件(2,073件) ( )は令和6年中の累計

## 今月の市税や料金など 納期限 令和6年10月31日(木)

市民税・県民税…第3期 国民健康保険税…第4期 介護保険料…第7期  
市営・改良住宅家賃、保育所等利用者負担金…10月分  
後期高齢者医療保険料…第4期 下水道事業受益者負担金…第2期

## 市税の今後の納期

	11月	12月	1月
市民税・県民税	—	—	第4期
固定資産税・都市計画税	—	第3期	—
国民健康保険税	第5期	第6期	第7期

## 税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。

取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

### 取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、東海労働金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)